

汚水発生施設を設置（変更）又は使用方法の変更をお考えのお客様へ

汚水発生施設で水濁法施行令で定められるもの（特定施設）を設置（変更）又は使用方法を変更しようとする場合、一般的に実務の流れは下記ようになります。

日鉄住金テクノロジー(株)広畑事業所では、汚濁状態の測定だけではなく、事業計画から工事着手・完了も含めトータルにお客様を支援致します。

流れの中での「ポイント」、「留意点（原則、経験則）」、「支援内容」は以下のとおりです。

1. 実務の流れ

(1) 事業計画

「ポイント」

- ・環境保全対策（汚水の処理方法）のノウハウと経験が必要
- ・法令遵守

「支援内容」

- ・事業計画検討会への参加
- ・環境保全の検証（予測・分析）
- ・設備メーカー紹介
- ・適用法令の調査

(2) 行政との事前相談・協議

「ポイント」

- ・行政に事前相談し、行政の指摘にも迅速で的確な対応必要
- ・協定締結企業は、協定に基づく事前協議書を作成し、届出（申請）を行う行政窓口部門へ提出。その後、届出書（申請書）

「支援内容」

- ・事前相談・協議の同行
- ・根拠資料収集・作成

「留意点」

- ・行政対応に時間と労力を伴う

(3) 届出、許可・申請

「ポイント」

- ・水濁法に基づく特定施設設置・変更届出
- ・瀬戸法に基づく特定施設設置（変更）許可申請
※最大50m³/日以上排出する特定施設の場合
※事前評価書（アセス書）の作成には現況調査を含め、約1.5ヶ月、告示・縦覧に約1.5ヶ月の期間が必要

「支援内容」

- ・瀬戸法事前評価書（環境アセス）作成

環境アセスメントとは、環境影響評価のことであり、主として大規模開発事業等による環境への影響を事前に調査することによって、予測、評価を行う手続きのことを指す場合が多い。略して「環境アセス」とも称する。

「留意点」

- ・手続きが複雑
- ・届出（申請）を怠った場合は処罰
- ・受理後60日以降に工事着手

(4) 工事着手・完了

(5) 汚濁状態の測定（規制基準の遵守義務）

「ポイント」

- ・特定施設を設置しているものは、排水口で排水基準遵守
- ・水質測定記録表作成、提出

「支援内容」

- ・迅速かつ正確な測定・分析
- ・設備トラブル異常時の測定・分析対応
- ・設備対策に関する相談

2. お客様のメリット

- ・担当者の業務負担低減
- ・実務の迅速で的確な進行

3. その他

- ・排ガス発生施設、騒音・振動発生施設、廃棄物処理施設等の設置（変更）にも対応いたします。